

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年2月25日(火) 午前9時30分から12時00分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者

9番 日高 清明 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

議案第47号 農用地利用集積計画について

議案第48号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について

議案第49号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川 滝男

係長 川東 卓磨

主事 泊 雄貴

相談員 西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。9番委員の日高清明委員から欠席の連絡がきております。ただ今から平成25年度第11回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。農業委員憲章朗唱を14番委員渡邊祥太郎さんをお願い致します。

憲章朗唱 (14番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会 長

今、農家の皆さんは1年の中で最も忙しい時期を迎えているのではないかと思います。タンカンの収穫・出荷については終わりに近づいているかと思いますが馬鈴薯等が集荷を迎えているようでございます。JAに確認をいたしましたらタンカンが昨日現在で410t弱、470t強の出荷計画がなされているようでございます。馬鈴薯は今始まったばかりで110t程度あるようでございますが、これも予測で460t超えを見込んでいるということです。馬鈴薯の方が価格面が思うように回復していないという情報もございます。また本日は国からアンケートの要請についての意見もお聞きするわけですが、新聞資料等で厳しい意見が出されておりました、農水省も必死に反論をされているようでございますが、このアンケートの結果が恐らく6月までに集約され農業委員会の在り方に反映されていくのではないかと考えているところでございます。皆さんからの積極的なご意見をお聞きしたいと思えます。それを含めまして本日の総会をよろしく願いいたします。

それでは議題に入ります。議案第47号。農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第47号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号27番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■さん(■■歳)、譲渡人・■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。農用地区域内です。内容：大根・バレイショ。移転時期：平成■■年■■月■■日。対価：■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして主な経営作物：タンカン・ポンカン。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡です。従事日数：250日。農機具等の保有状況といたしましてオレンジキーパー・1、選果機・1、梱包機・1、管理機・1、コンバイン・1、バックホー・1、乾燥機・1です。

この案件については、譲受人は認定農業者であります。従いまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会 長

整理番号27番について担当委員のご意見をお願いいたします。

■■■■の担当委員が欠席ですので私の方から意見を述べさせていただきます。

3ページの写真をご覧ください。■■■■から海岸方向へ行った所にあります。渡人は旦那さんから相続で受け取っております。渡人も■■■■に住んでおったんですが、現在■■■■の方に引っ越しをされておりまして、農地の管理が行き届かないということで、前々から

会 長

貸してくれないかとの相談があり、引き取ってくれる方ということで今回の申請になっております。譲受人は認定農業者でありまして、ポンカン・タンカンを中心に経営されております。販売所で売野菜等、自給分も含めて菜園に便利な場所だということで申請があがっております。私といたしましては、なんら問題の無い所だと考えております。申請地は集落に近い場所なのですが、畑総事業がなされた場所でございます。水の完備もなされておるところでございます。以上でございます。

皆さん方からご意見、ご質問を頂きます。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 27 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 27 番は認めることに決定いたします。

続きまして議案第 48 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 48 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。

整理番号 8 番。変更区分：農用地除外。申請人：[] さん（[] 歳）。土地の所在：[]、畑。[] m²のうち [] m²。利用状況：休耕地。都市計画区域、農用地区域です。変更理由『現在、申請地近隣の借家住宅に居住していますが、老朽化のシロアリ害等がひどく、引っ越しの必要があります。住み慣れたこの地を離れがたく、周辺物件をほうぼう当たっておりましたが、やはり申請地が最適であると判断しました。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成が [] m²、一般住宅が [] m²、倉庫が [] m²です。工事計画：許可あり次第。資金計画：自己資金が [] 万円です。

本申請地については []、[] から直線で山手側に 250m ほど行った所に位置し、周辺は住宅が点在する地域であります。この申請地については土地改良事業等の公共投資もされていないことや、1 筆のみで集团的な要素も無く農用地区域に入っていること自体に疑問があります。若者の定住による集落の活性化を考えた場合、農用地除外は適当だと考えます。なお現地調査では部分的除外ではなく、1 筆全体を外しても問題ないとの意見もありました。以上です。

会 長

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

7 ページをお願いします。[] の [] から農免道をあがりますと、[] に続く農免道にあたります。そこから 50m ほど [] 寄りなのですが、現地について「住宅地には最適だな。」というのが第一印象でした。渡人の [] さんは、ここ 2・3 年のうちに旦那さんと息子さんを相次いで亡くされておられて、もう 1 人息子さんがいらっしゃるということでしたが、内地におります。帰って来る可能性も無いということですし、本人も農業はほとんどしていない状況です。譲受人は屋久島にいられて [] をされておられますが、申請地のすぐ近くの借家に住んでおられます。[] や [] をされておられます。旦那さんがおられる時まで作業をしていたらしく、ミカンの木が 2・3 本ある程度で、耕作されていない土地ですのでやむを得ないと思います。補足を [] さんからお願いします。

○番（農 業 委 員）

旦那さんが亡くなる前から耕作されていなくて、荒れた状態でした。

○番（農 業 委 員）

長男は 〇 年前に亡くなり、二男は 〇 の方に家庭を持っております。家を 〇 の方に建てるといことですから、帰ってきて農業をすることは見込めないと思います。荒らしたままだと周りに迷惑がかかることと、申請地だけ分筆して除外を受けますけども、できれば全体を除外していただけたらと思います。 〇 さんはご自分で家を建てられるということで、近くだと作業がやりやすいという希望もありまして、申請地を希望しております。 〇 さんも、近くに若い方が住んでくれると心強いということですので、ぜひ申請を認めていただきたいと思います。 以上です。

会 長

整理番号 8 番について、皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

8 ページをご覧ください。先ほどの事務局からの説明にもありましたが申請は、うち 〇 m²となっておりますが、全体の 〇 m²がこういう地形でありまして、〇 も含めまして、「農用地に入っているのはどういう理由があるのか。農用地から外れてても不思議はないよね。」という話もしたところでございます。この 1 筆を外してもなんら影響はないんじゃないかと言う意見も現地でも出たところです。

○番（農 業 委 員）

会長が言われるように 〇、〇 は農振の見直しで集落自体が外すべきところではなかったかなと気がいたします。道路に沿ってありますので、認めて良いと思います。異議はありません。

会 長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それではお伺いをいたします。

今回の整理番号 8 番について認めることに異議はないということと、1 筆全体を認めてもやむを得ないという提案はいかがでしょう。

（「良いです。」の声あり）

それではそのように決定いたします。

続きまして 10 ページ。議案第 49 号。非農地証明願いについて事務局から説明をおねがいします。

事務局長

議案第 49 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 21 番。申請人： 〇 さん（ 〇 歳）。土地の所在： 〇、畑、 〇 m²。第 3 種農地、都市計画区域であります。非農地に至った理由並びに現在の管理状況『父が購入した土地であります。購入後農地として使用したことも無く、私も今後、農地として使用する予定もありません。』ということです。

申請地は 〇 から 〇 へ通じる道路沿いに位置し、周辺は優良な住宅地であります。申請地は永年耕作が放棄され、雑木やダクが繁茂している状況で、現地確認の結果においては非農地と判断されました。 以上です。

会 長

整理番号 21 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

13 ページの航空写真をご覧ください。左上にあるのが 〇 です。 〇 の前にある土地です。現地はフクの木の大木、ダクでひどい状態にして、ここを農地に復元するというのはかなりの

○番（農業委員）

費用がかかりますので、非農地として認めざるを得ないところではないかという意見でした。 以上です。

会長

現地調査に立ち会われた方で、補足のある方いらっしゃいませんか。
（「ありません。」の声あり）
補足がなければ、皆さん方からご質問、ご意見ございませんか。

○番（農業委員）

やむを得ないと思います。

会長

他にご意見ございませんか。
（「ありません。」の声あり）
ご意見無ければ整理番号 21 番について、非農地として認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号 22 番の説明を事務局からお願いします。

事務局長

整理番号 22 番。申請人： ████████ さん。代理人： ████████ さん。土地の所在： ████████、畑、 ████████ m²。第 3 種農地、都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況『昭和 ████████ 年に親の土地を相続したが、昭和 ████████ 年に ████████ に引っ越して以来 30 年間耕作しておらず、現在は茅、ススキが生え原野の状態である。』ということです。

この申請地は整理番号 21 番の隣接地であります。一部砂利が敷きこまれ全体的にはススキ野の状態です。現地調査の結果では非農地と判断しないとの意見でした。 以上です。

会長

整理番号 22 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

先ほどの申請地の隣です。以前も非農地願を出して却下されたということですが、今回も周りに迷惑をかけてはいけないからと、草を払っているんですが、「農地として利用するために払っているんじゃない。」と主張されたんですけども、管理をされているのは地主である義務であって、農業のための管理であろうとなかろうと、するのが当たり前ですので、なんの理由にもならないと思います。見た目は手を入れれば畑として復元可能でありますので、ここは非農地として認めるわけにはいかないという意見でした。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

先ほどの 21 番は認めたわけですが、この航空写真を見れば住宅街の中の 1 筆だという印象もあるわけですが、地元委員、隣接委員の立会いの下で認められないという意見がでております。14 ページの現地写真を見ましても 21 番の方は 2 枚ともやむを得ないという写真ですが、22 番の方は厳しいのかなという気もします。住宅用地なんで、それなりに管理はしているんだということも言われたそうですが、この土地をこのままおいとつても、耕作はされないでしょうね。ですが、今日の段階では非農地として認めるわけにはいかないなと思います。

会長

他の皆さんご意見ございますか。

○番（農業委員）

住宅街なんで周りに迷惑かけるからと、草も払っていたようですがそこら辺をどう考えるかだと思うんですよ。迷惑をかけようが関係ないと、ほったらかしにしておれば認める。という感じですよ。我々は、この写真を見て説明を聞いて判断せざるを得ないわけなんです。

○番（農業委員）

この土地は以前から売地として言っているところですよ。

会 長

ちょっと整理をしたいと思います。

今回の申請はあくまでも非農地証明願いということですので、現状が非農地として認められるかどうかという判断をするべきだと思います。周りの環境がどうかは関係なく、現状はどうかという視点で見たいと思います。そういうことからすると、先ほどの現地調査の報告でもございましたが非農地としては難しいのではないかと考えてございます。

○番（農 業 委 員）

実際、トラクターを入れても無理だと思います。ユンボを入れて、ある程度起こしてからでないか。と言う気がするんですけど。

会 長

一部砂利が敷き詰められているということは、人為的に改廃したということですので、非農地証明願いの対象とは認めないという基準になっております。

○番（農 業 委 員）

農地としては使わないんだけど、周りの方を思って管理をしてきたら、ダメで、ほったらかしていたら良いいというのは、納得されないと思うんですけど。

○番（農 業 委 員）

認めてあげたい気持ちはありますけども、非農地としての判断と言うことであれば、ダメですよ。ですから家を建てるとか店をすとかいうのであれば、すぐに通ると思いますよ。そういう方向で農地から外していただくしかないかなと思いますけど。

会 長

今ご意見が出ましたけども、環境的には第3種農地ですので転用申請すると、1種農地では原則不許可。3種農地は原則許可なんです。そういう基準で判断しますと3種農地ですので転用申請があれば、よほどのことが無い限り許可される環境だにご理解ください。

○番（農 業 委 員）

申請人が[REDACTED]。以前から売地として建っているということを考えれば、気持ちもわかるんですけども、今日の場合は非農地かどうかを判断しなければいけないんであって、何かしようというのであれば転用で可能性があるわけですから。現状で判断しなければ、今日の審議は進まないと思います。

○番（農 業 委 員）

私も、皆さんの意見と同じで、今回は非農地ではなく転用であれば良いと思いますが、非農地としては無理だと思います。

○番（農 業 委 員）

申請人の代理人の方が「所有者は屋久島に帰って来ることも無いだろうということで、このまま農地としておいておくのか。」と書いていたことがひっかかりました。農業はしないけども、管理はしないといけないということであれば、現状は何も変わらないわけなんですけど、それでも現状を見ればやっぱり駄目だと思いました。 以上です。

会 長

意見が分かれるところがありますので、確認のため採決を取りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 22 番について、非農地として認めないという方、挙手をお願いいたします。

賛成多数と認めます。

整理番号 22 番は非農地としては認められないという決定をいたします。

このような決定になりましたことを申請人、代理人の方には転用等の申請であれば容易に許可になる可能性があるということを参考として伝えておきたいと思います。

事務局長

【その他】
【行事予定説明】
【情報提供・講話】

会 長

以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時00分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

10 番 _____

11 番 _____

平成 26 年 2 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久